

# WELL

シャープ健康保険組合

Vol.50  
2017.8



illustration/さか ちさと

## Contents

2016年度 決算のお知らせ……………2	マイナンバー制度の状況について……………5
シャープ健保の疾病別医療費について……………4	はりきゅう・マッサージにかかるときの3つのポイント ……6
医療保険制度が改正されます……………5	健康診査及び人間ドック等健診費用補助のお知らせ 他 ……8

健康保険組合への各種届出用紙がホームページからダウンロードできます。郵送料の削減にご協力ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

# 2016年度 決算のお知らせ

2016年度収支決算が、去る7月の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

## 健康保険

### ●基礎数値●

#### ■健康保険料率

項目	決算数値	前年比
保険料率 (調整保険料含む)	9.9%	±0
事業主	6.013%	±0
被保険者	3.887%	±0

#### ■平均加入者数

項目	決算数値	前年比
従業員	被保険者	22,842人 ▲ 3,078人
	被扶養者	29,227人 ▲ 4,469人
特退(OB)	被保険者	2,826人 ▲ 747人
	被扶養者	2,719人 ▲ 720人

#### ■平均標準報酬月額

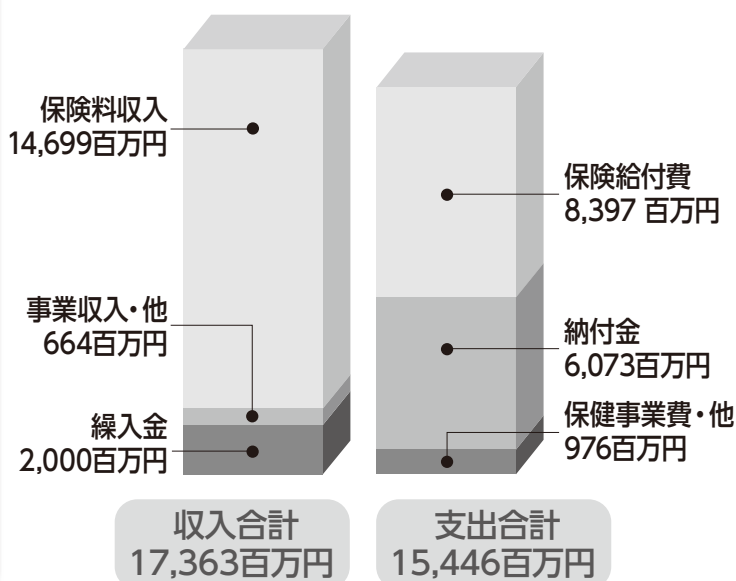
項目	決算数値	前年比
従業員	442,414円	▲ 5,897円
特退(OB)	278,094円	▲ 19,835円

## ●健康保険決算のあらまし

### 【全体】

#### ◆一般勘定収支(特退含む)

単年度収支差引額 ▲83百万円



## 2016年度 決算のポイント

### ●健康保険組合を取り巻く状況

健保連発表の平成29年度予算早期集計結果によりますと、全国の健保組合の経常収支差引額は3,060億円の赤字で、前年度予算に比べ赤字額が1,688億円増加し、全体の約7割を超える1,015組合が赤字となりました。全体の15.6%の組合が保険料率を引き上げ、協会けんぽの平均保険料率100%以上の組合は前年度を上回る全体の23%となりました。

被保険者数の増加に加え、保険料率の引き上げなどにより保険料収入が3%増加したにもかかわらず、高齢者医療制度への納付金は保険料収入の伸びを大幅に上回る7%超の伸びとなり、全体の納付金の保険料収入に対する割合は44.5%となりました。また、50%を超えた組合が24.1%となるなど、依然、納付金負担が健保財政を圧迫している状況に変わりありません。

### ●決算概要

2016年度決算は、引き続き厳しい会社経営状況が見込まれた中、全国健保(平均9.0%)より高い保険料率9.9%を据え置き、安定した健保財政運営に努めながら、事業については可能な限り、効果的・効率的な保健事業施策に絞り実施しました。

収入においては、被保険者数が前年度に比べ13.0%減少、平均標準報酬月額が0.2%減少、総標準賞与額が8.8%減少し、保険料収入は13.4%の減少となりました。

支出では、みなさまの医療費などに充てられる保険給付費も被保険者数の減少等により前年度に比べ13.4%の減少、高齢者医療を支える納付金は6.7%の減少となりました。保険料収入に占める割合では、保険給付費は57.1%、納付金は41.3%となり、合計で98.4%となりました。

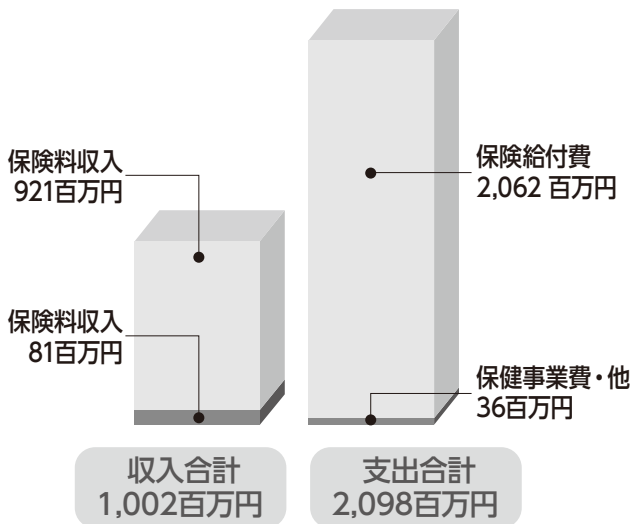


2016年度決算は、全国健保(平均9.0%)より高い保険料率(9.9%)を据え置き、繰入金を除く単年度収支差では▲14億5百万円の計画に対し▲83百万円の赤字決算となり、収支の改善が図られました。安定した健保財政運営に努めた結果、今後、健保財政の安定化が見込まれることから、現在高止まりしている保険料率(9.9%)を2018年度に引き下げる方向で検討しています。

## 【再掲】

### ◆特退(OB)収支

単年度収支差引額 ▲11億円



## 介護保険

### ●基礎数値●

項目	決算数値	前年比
被保険者数 (介護保険料負担者数)	16,243人	▲2,053人
平均標準報酬月額	480,773円	▲3,716円
介護保険料率	1.45%	0.0%
事業主	0.725%	0.0%
被保険者	0.725%	0.0%

### ●2016年度決算額●

単年度収支差引額 ▲86百万円

### ●介護勘定収支●

	科目	決算額(百万円)
収入	介護保険収入	1,563
	繰入金	200
	合計	1,763
支出	介護納付金	1,648
	介護保険料還付金	1
	合計	1,649

これらの結果、収支差引額19億17百万円の決算残金を生じ、繰入金を除く単年度収支差は▲83百万円の赤字決算となりました。なお、決算残金は、財政調整事業繰越金1,243千円を除き、法定準備金へ積み立てます。

### ●保健事業の取り組み

2016年度の保健事業の取り組みは、健康維持並びに疾病予防事業を中心に実施しました。

2017年度はさらに疾病予防対策を強化するため、健康管理室の役割を予防対策(診療業務廃止)に特化し、個別保健指導の強化等に取り組んでいます。

### ●今後の財政収支見通し

2017年度の収支見通しは、会社経営状況の改善に

伴い、賞与保険料の増加(計画2.0カ月から実績4.0カ月)が見込まれ、最終単年度収支は22億円の黒字(特退収支は▲10億円の赤字)となる見通しで、今後、一定の積立金が確保できること、また、安定した財政運営が期待できること等により、2018年度の保険料率を引き下げる方向で検討に入りました。来年2月開催の組合会で提案する予定です。



当組合におきましては、引き続き財政の健全化に努め、健診事業や運動習慣づくり等に継続的に取り組んでまいります。

被保険者並びに被扶養者のみなさまにおかれましても、よりいっそう健康管理への関心を高めていただき、健康づくりに努めていただきますようよろしくお願いいたします。

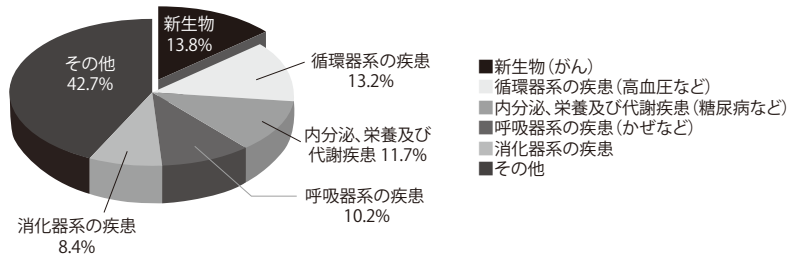
# 2016年度 シャープ健康保険組合 疾病別医療費について

シャープ健康保険組合では、2016年度の診療医療費は約91億円となりました。医療費には調剤費も含まれており、高いウエイトとなっています。医療費増加の抑制のため、同じ疾病で複数の病院を受診して薬をもらう「重複診療」の削減と、ジェネリック医薬品への切り替えを推奨しています。医療費の削減にご協力をお願いします。

## ◆従業員の医療費

従業員の疾病別医療費の割合では、1位は新生物(がん)となっています。

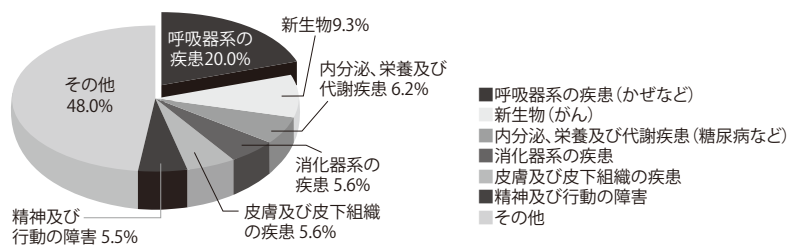
新生物については、診療だけではなく薬も高額になる傾向があります。2017年度より人間ドックの支援事業が始まっていますので、早期発見のために受診することをおすすめします。



## ◆従業員家族の医療費

従業員家族の医療費では、呼吸器系の疾患に関する医療費が高くなっています。これはかぜやインフルエンザを含んでおり、子供の受診による医療費が大部分を占めています。

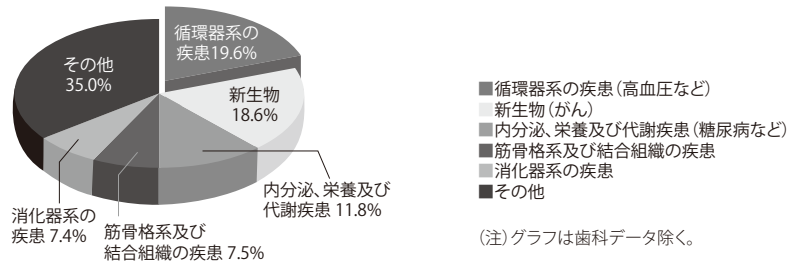
早めの予防接種や、ご家庭での手洗い、うがい等の予防を心がけましょう。



## ◆特例退職被保険者

### (本人と家族)の医療費

特例退職被保険者の医療費では、新生物とともに循環器系の疾患に関する医療費が高くなっています。これは高血圧や心筋梗塞を含んでいます。生活習慣を見直しましょう。



(注) グラフは歯科データ除く。

40歳以上の方は特定健診・特定保健指導を受けましょう!

## 健康保険組合のホームページについて



ぜひ、ご活用ください。スマートフォンからもご覧になれます。

シャープ健康保険組合のホームページ「よくある質問」をリニューアルしました。

よくある質問

ここをクリック



ここをクリック



こころとからだの情報は

健康こんぱす





# 医療保険制度が改正されます

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間で世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じた負担を求める制度改正です。

2017年8月から

## 70歳以上の高額療養費の算定基準額の見直し

◆2017年7月まで

区分	1カ月の負担限度額 (世帯単位)	
	外来 (個人単位)	
現役並み 所得者 <sup>※1</sup>	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般 <sup>※2</sup>	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ <sup>※3</sup>	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>		15,000円

◆2017年8月～2018年7月

区分	1カ月の負担限度額 (世帯単位)	
	外来 (個人単位)	
現役並み 所得者 <sup>※1</sup>	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般 <sup>※2</sup>	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)
低所得者Ⅱ <sup>※3</sup>	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>		15,000円

\* 直近12カ月間に高額療養費の支給回数が3回以上になったとき、4回目から〈 〉内の金額になります(多数該当)。

※1 標準報酬月額が28万円以上の方

※2 標準報酬月額が26万円以下の方。世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の方を含みます。

※3 世帯全員が市町村民税非課税の方

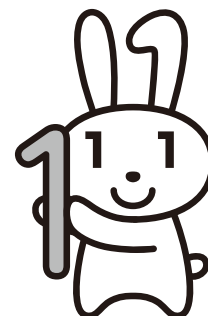
※4 世帯全員が市町村民税非課税で必要経費等を控除した所得が0円の方

70歳以上で負担割合が3割の方は現役並み所得者区分、1または2割の方は一般区分です。  
70歳以上の方の負担割合は健康保険証に記載されています。

## マイナンバー制度の状況について

国、地方自治体、他の健康保険組合とマイナンバー法に基づいた情報連携が、2017年7月18日からスタートしました。情報連携により業務効率の向上を図ってまいりますが、総務省主幹の情報提供ネットワークシステムや、社会保険診療報酬支払基金に設置されている保険者(健康保険組合等)用中間サーバーとシャープ健保とのネットワーク上の瑕疵が担保されるまで、従来通り収入証明等のエビデンスは書類での提出をお願いします。

エビデンス簡素化の時期につきましては、別途、シャープ健保ホームページ等でお知らせします。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

適切な受診のためのお願い

# はりきゅう・マッサージ にかかるときの ③つのポイント



はりきゅう・マッサージのすべての治療（施術）に、健康保険が使えるわけではありません。ここでは、治療を受ける前におさえておきたい3つのポイントをご紹介します。

## POINT 1

### 医師の同意

- はりきゅう・マッサージの治療は、**医師が認めた場合に限り**健康保険が使えます。
- はじめて治療を受ける場合は、**医師の同意書または診断書が必要**です。
- はりきゅう・マッサージの治療を継続して受ける場合は、**3か月に一度、必ず医師の再同意**が必要となります。



## POINT 2

### 健康保険が使える範囲

#### はりきゅう

健康保険が使える

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群けいわん
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症けいついねんざ

※主に上記6疾患であり、慢性病で医師による適切な治療手段のない場合のみ



#### マッサージ

- 筋麻痺きんまひ
- 関節拘縮かんせつこうしゆく

※一律に診断名によることなく、筋麻痺や関節拘縮などの症状がみられる場合のみ



使えない

医療機関（病院や診療所など）で同一疾病の治療を受けている場合

単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージである場合

# はりきゅう・マッサージ

## にかかるときの ③ つのポイント



POINT

### 治療を受けるときのチェックポイント

症状を正しく具体的に伝えましたか？

- 「いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか」具体的に症状を鍼灸師・マッサージ師へ伝えましょう。

領収証はもらいましたか？

- 治療を受けたときは、鍼灸師・マッサージ師に治療の内容を確認し、受けた日ごとに領収証をもらって保管しましょう。

治療内容をメモしましょう！

- 治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。

治療日	治療部分 (例：腰、右足等)	支払額
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円
月 日( )		円

症状の改善はみられましたか？

- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、内科的要因(病気による痛み)も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。



### ご存知ですか？ 往療<sup>おくりょう</sup>について

最近、患者の自宅で治療をする「往療」が増えています。健康保険における往療は、**「歩行困難など、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合に限り」**認められています。

例えば、歩行は困難であるが一人で会社通勤が可能だったり、単に鍼灸院や治療院に赴くことが面倒などの理由では認められませんのでご注意ください。

## 健康保険組合からのお願い

- ◆はりきゅう・マッサージに係る保険請求の中には、健康保険の対象とならない疾患への治療や医師の同意のない治療などの不適切な請求も見受けられます。
- ◆厚生労働省の審議会などでも適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。
- ◆健保組合では、そのような不適切な請求を防ぐため、加入者の皆さんに治療内容などを照会する場合があります。
- ◆加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします。

適切な受診のための  
お願いです



Q整形外科などの医科の治療と「はり・きゅう」とは健康保険で併給できないと言われましたが、どういう意味ですか？

A「整形外科とはり・きゅう」「整形外科と整骨院」「はり・きゅうと整骨院」など、同じ傷病にたいして両方の治療を健康保険給付で受けることはできません。どちらか一方は自費となります。

# 健康診査及び人間ドック等健診費用補助制度について!

定期的に健康診断を受けることは、生活習慣病等が早期発見できるよい機会です。早期発見できれば、治療によって重症化を未然に防ぐことも可能です。また、治療が困難であったがんも、早期発見、早期治療によって治るケースが増えています。費用補助については、2013年度から取りやめていましたが、下記内容で再開します。ご自身やご家族の健康管理にお役立てください。

## 対象者

- (1) 任意継続および特例退職被保険者  
※従業員本人は、会社制度をご利用ください。
- (2) 被扶養者である配偶者
- (3) 被扶養者である40歳以上の家族

## 補助金内容

健保補助額: 上限20,000円  
ただし、20,000円未満は実費支給となります。

## 申請方法

シャープ健保ホームページより「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請書」をダウンロードし、次の書類を添付して提出してください。申請は、年度内(4月～翌年3月受診分)1回のみです。複数の医療機関を受診する場合は、年度分をまとめて申請してください。

〈添付書類〉 ①領収書原本(コピーは不可。提出された領収書は返却しません) ②健診結果コピー(特定健診項目の結果が含まれるもの) ③質問票

※特定健診項目…診察・質問票・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査(詳細は、健保ホームページをご確認ください)。

※2017年4月～7月受診分で添付書類に不足がある方は、健康づくり推進担当までご連絡ください。

〈申請窓口〉 西田辺ビル シャープ健康保険組合 健康づくり推進担当 村島宛

## 対象となる健診

一般医療機関・検査機関・保健所等を利用しての健康管理を目的とした健康診査で、全額自己負担であること(健康保険証を使用しての治療の際の検査、妊娠時の定期検査、歯科健診および郵送検診は除きます)。

## 補助金の対象期間

2017年4月1日受診分より

## ～郵送検診についてのお知らせ～

郵送検診は例年どおり秋にご案内を送付する予定ですが、「健康診査及び人間ドック等健診費用補助制度」の実施に伴い、2017年度から、郵送検診費用の一部健保補助を取り止めとさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ● 特定健診を受診しましょう! ●

2017年度

特定健診『受診券』を

従業員のご家族 および

特例退職者・任意継続被保険者とそのご家族で

40～74歳の皆様にお送りしています!

特定健診「受診券」を昨年と同様に、対象となるみなさまのお手元にお届けしています。内容をご確認のうえ、

**有効期限 2018年1月31日(水)まで**  
に受診してください。



特定健診受診券

「健康づくり」のために  
「健診」を受けましょう!

健保情報誌 WELL Vol.50

発行: シャープ健康保険組合

〒545-0014 大阪市阿倍野区西田辺町1丁目19番20号

ホームページアドレス <http://kenpo.sharp.co.jp/>

● 健康保険証に関する窓口

● 給付金に関する窓口

● 健康づくり推進事業に関する窓口

06-6696-8605

06-6696-8604

06-6696-8602

● その他に関するお問い合わせ窓口 06-6696-8601

● FAX(健康づくり推進事業他) 06-6696-8606

● FAX(保険証・給付金他) 06-6696-8607

